

2026年1月9日

各位

社会福祉法人さつき福祉会
理事長 鴨井健二

さつき障害者作業所（市有建物）の明け渡し請求に対する民事調停の合意について

さつき障害者作業所は、吹田市より旧肢体不自由児通園施設わかたけ園の建物を借り受け、吹田市内ではじめての知的障害者通所授産施設として1983年に開設しました。

その後、吹田市の方針により障害福祉施設に無償貸与している市有地が2018年より有償化され、さつき障害者作業所では建物を5年間の使用貸借契約（無償貸与）、建物の底地部分の市有地を10年間の賃貸借契約（有償貸与）により使用してきました。

2023年の使用貸借契約の更新では、吹田市より「旧耐震基準で建設された建物であり、老朽化により耐震性を満たしているか不明である」として2025年3月までの2年間の契約期間とされ、契約満了時までには建物を明け渡すよう求められました。

1983年に開設したさつき障害者作業所は、建物の老朽化が進んでおり、当法人としても早期に建替えや移転が必要と考えており、移転先について吹田市と協議を重ねましたが、新たな市有建物や市有地の貸与は難しく、当法人も移転先建物や建設用地の確保に奔走したものの、施設整備の条件に見合う物件が見つからず、ようやく2024年6月に佐井寺1丁目に建設用地（896.81㎡）を確保（購入）することができました。その後、2025年6月に厚生労働省より社会福祉施設等施設整備費補助金の内示を受け、同年9月より建設工事に着工しています。

何とか移転の目途が立ったもとの、吹田市に現さつき障害者作業所建物の使用貸借契約の移転時までの延長を求めましたが認められず、2025年1月23日吹田簡易裁判所に民事調停を申し立てました。

以後、調停期日を重ね、吹田簡易裁判所の調停委員会からの調停条項案をもとに当法人と吹田市の双方で内容を協議し、建物の明け渡しを2026年12月31日まで猶予する等とする調停条項の合意に至りました。

佐井寺1丁目に移転する新しいさつき障害者作業所は、利用者の高齢化や重度化に対応した設備や介護浴槽も設置し、福祉避難所の指定を受ける予定です。また、市民共同発電所として屋上に太陽光パネルを設置し、停電時にも最低限の電力を確保することを可能とします。

当法人の前身である杉の実共同作業所の開設から50年の節目に社会福祉法人さつき福祉会の最初の施設であるさつき障害者作業所が新たな歩みをはじめることになります。

皆様におかれましては、今後とも当法人とさつき障害者作業所の活動へのご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。